4　退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当については運営費交付金により財源が措置されておりますので、退職手当に係る引当金は計上しておりません。

また、退職手当の見積額を貸借対照表注記において表示し、退職手当の増加額を行政サービス実施コスト計算書に表示しております。退職手当の見積額は期末における自己都合退職要支給額に基づいて計算しております。

5　たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

総平均法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

6　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額も含めた政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算しております。

7　消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

8　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

9　重要な会計方針の変更

⑴　運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明白である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当事業年度の経常利益及び当期純利益はそれぞれ161,445,368円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

⑵　退職金費用の計上

役員及び一般職員を除く研究職員等に係る退職金費用については、前事業年度まで研究業務費に計上しておりましたが、当事業年度より、業務達成基準を採用することを契機として見直した結果、各年度におけるセグメント別の業務達成状況と研究業務費との対応関係をより明確にするために、すべて一般管理費に計上する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当事業年度の研究業務費の退職金費用は104,162,748円減少し、一般管理費が同額増加しておりますが、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

Ⅱ　貸借対照表注記

1　資産除去債務に関する事項

当法人は、貸借契約に基づく事務所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、また、契約条項に基づき原状回復義務が免除される可能性もあり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

2　運営費交付金で充当されるべき退職手当の見積額　　1,773,280,100円

3　運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額　　136,454,807円

Ⅲ　キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	543,154,986円
資金期末残高	543,154,986円

Ⅳ　行政サービス実施コスト計算書注記

1　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％を利率として適用しております。

2　行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおり

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　　11,053,046円

Ⅴ　金融商品の時価等に関する注記

1　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、業務上の余裕金について短期的な預金及び公社債等に、限定して行うこととしております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、会計規程等に従ってリスク管理しております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づく、公債等のみを保有することとしており、株式等は保有しておりません。

借入金等の使途は運転資金（主として短期）であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	543,154,986	543,154,986	―
⑵未収金	44,425,563	44,425,563	―
⑶未払金	(195,349,920)	(195,349,920)	―

（注）　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、⑵未収金、⑶未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅵ　不要財産の国庫納付に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当事項はありません。